

東京都三宅島災害被災者帰島生活再建支援条例

(目的)

第一条 この条例は、三宅島災害により、三宅村民が長期にわたる避難生活を余儀なくされ、住宅等の生活基盤に著しい被害を受けていることにかんがみ、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対して、その帰島に際し東京都が三宅島災害被災者帰島生活再建支援金（以下「支援金」という。）を支給することにより、その自立した生活の再建を支援することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「三宅島災害」とは、平成十二年六月二十六日から発生した三宅島噴火災害及びこれに起因する災害をいう。

2 この条例において「被災世帯」とは、三宅島災害により、自ら所有し、かつ居住する住宅に著しい被害を受けた世帯をいう。

(支援金の支給)

第三条 知事は、被災世帯のうち、当該世帯に属する者の知事が別に定めるところにより算定した一年間の収入の合計額が一千万円以下のもので、知事が別に定める要件を満たすものの世帯主に対し、一世帯当たり百五十万円を限度として支援金を支給するものとする。

(対象経費)

第四条 支援金は、自立した生活を再建するために必要な住宅の修繕等の経費として知事が別に定めるものに充てるものとする。

(委任)

第五条 この条例に規定するもののほか、支援金の支給決定、その取消しその他この条例の施行について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成二十年三月三十一日限り、その効力を失う。
- 3 前項の規定にかかわらず、支援金の支給決定の取消し及びその返還については、この条例は、なお効力を有する。